別記様式第１号

（和暦）　　年　　月　　日

# 学術指導申込書

国立大学法人徳島大学学長　殿

機関名

職・氏名 印

所在地 〒連絡先

国立大学法人徳島大学学術指導取扱規則及び裏面の事項に同意の上、下記のとおり学術指導（以下「本学術指導」という。）について、申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 指導題目 |  |
| (2) 指導目的及び内容 |  |
| (3) 指導担当者 |  |
| (4) コーディネーター |  |
| (5) 学術指導料（消費税相当額を含む。） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円内訳：①指導料　　　　　　　　　　　　　円　　　②必要経費　　　　　　　　　　　　円③学術指導管理料　　　　　　　　　円 |
| (6) 指導期間及び指導予定時間 | （和暦）　　年　　月　　日～（和暦）　　年　　月　　日合計　　　時間 |
| (7) 指導実施場所 |  |
| (8) その他 |  |

※(5)学術指導料の③学術指導管理料は、①指導料及び②必要経費の合算額の30％とする。

※(7)指導実施場所は、原則として学内とする。

１．依頼者は、学術指導料を国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）の定める納付期限までに、大学の指定する方法で支払わなければならない。

２．大学及び依頼者は、本学術指導の実施の過程において発明等が生じたときは、その取扱いを協議し、書面にて定める。

３．大学及び依頼者は、相手方から開示又は提供され、若しくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものについて、秘密情報とし、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

1. 開示又は提供され、若しくは知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 開示又は提供され、若しくは知得した際、既に公知となっている情報
3. 開示又は提供され、若しくは知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
5. 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
6. 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

４．大学及び依頼者は、秘密情報を、本学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

５．秘密情報の有効期間は、本学術指導開始の日から学術指導完了後３年間とする。

６．大学は、本学術指導の実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。

７．大学は、本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供を含む。）によって依頼者に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。

８．依頼者は、本学術指導を中止し、又は期間の変更をする必要がある場合は、本学に所定の変更申込書を提出する。また、大学がやむを得ない理由があると認めるときは、本学術指導を中止し、又は期間を変更することがある。

９．本申込書に定めのない事項については、大学及び依頼者で協議の上決定する。